

ストーリーテリング入門講座

☎ 倉治図書館 ☎891-1825

お話を語るストーリーテリングの基本を学びませんか。子どもたちとお話の世界の架け橋となる楽しさを味わいましょう。講師は兵庫県子どもの図書館研究会代表の芦田悦子さん。第1回は間崎ルリ子さん(翻訳家・児童文学者)もお招きしています。

第1回	5/15(水)	おはなしをたのしみましょう
第2回	6/5(水)	講義「おはなしとは？—子どもとおはなし—」
第3回	7/3(水)	講義「どんなおはなしを選ぶのか—昔話の大切さ—」
第4回	9/4(水)	講義「覚え語るには—テクニックの前に—」
第5回	10/2(水)	実習「おはなしや詩を語り、聞く」
第6回	11/6(水)	実習「おはなしや詩を語り、聞く」

※毎回、課題があります。

時間 10:00~12:00

場所 ゆうゆうセンター(各回部屋が異なります)

対象 原則、全回出席できる人

費用 無料(テキスト「基本図書目録」(200円)は実費)

定員 10人

主催 かたの子ども文庫連絡会

申込 4/2(火)13:00から倉治図書館

※保育あり。1歳6か月~未就学児。定員6人。

申込期限4/24(水)17:00。

講師 芦田悦子さん

神戸大学教育学部卒業。米国シモンズ・カレッジ図書館学修士課程修了。ニュージャージー州ノースバーゲン公共図書館、兵庫県太子町立図書館勤務。その後、甲南女子大学、神戸常盤大学で非常勤講師を経て、現在、兵庫県子どもの図書館研究会代表。翻訳書(共訳)に『ストーリーテリング その心と技』(エリン・グリーン著・こぐま社)がある。

きさいち植物園年間パスポート

☎ 大阪市立大学理学部附属植物園 ☎891-2059

1,000円で好評販売中!

大阪市立大学理学部附属植物園(愛称:きさいち植物園)は、甲子園6個分の広大な土地に、日本産・外国産樹木や水生植物など、絶滅危惧種を含む多数の植物を植栽しており、四季折々の姿を観察できます。

年間通して何度でも入園できるおトクなパスポートを好評販売中です。

▷通常の入園料は1回350円(中学生以下無料)

▷購入日から1年間有効

▷駐車場料金は別途必要(普通車500円/日)

▷65歳以上の市民は別途「植物園メイト」(入園料無料)の制度があります。



飼い犬登録と狂犬病予防注射

☎ 環境衛生課 ☎892-0121

次のとおり集合注射を行います。狂犬病予防注射は1年に一回、必ず受けなければなりません。

	10:00~11:30	13:30~14:15	15:00~15:45
4/9(火)	倉治公民館	リニアパーク北公園(星田西体育施設北側)	星田出張所
4/10(水)	市役所別館東	南星台4丁目西公園	星田山手自治会館
4/11(木)	星田会館	森区民ホール	ゆうゆうセンター西側駐車場
4/12(金)	ドッジボール広場(向井田)	郡津駅西口前(松塚公園内)	郡津公民館
4/15(月)	天野川緑地西側広場(藤が尾)	第1児童センター	さくら丘自治会館(天野が原町)
4/16(火)	市役所別館東	妙見東自治会館	カンガルーちびっこ広場(妙見坂1丁目公園)
4/17(水)	—————	星田会館	私市会館
4/18(木)	—————	教育文化会館	倉治公民館

※雨天決行。駐車場はありません。

対象 生後91日以上の犬(室内犬も同様)

※次のいずれかに該当する犬は、接種できない場合がありますので、事前に獣医師へ申し出てください。

▷妊娠中(最近交配させた犬を含む)または、病気療養中 ▷1か月以内に他の予防接種を受けた

▷過去に注射等によるアレルギー症状が出た ▷下痢・嘔吐・咳等の症状がある

▷体調不良、食欲異常がある ▷他市で登録されている犬(交野市へ登録変更する場合を除く)

内容 狂犬病予防注射および注射済票の交付、飼犬登録(未登録者のみ)、各種変更届、死亡届

※転入届は、転出元の市町村で交付されている鑑札を持参してください。鑑札がない場合は再交付(手数料1,600円)になります。

※飼犬が死亡したときは、必ず届け、登録時の鑑札を返却してください。

※既登録者には「平成31年度春の集合注射のお知らせ」を送っていますので、予診票に記入の上持参してください。忘れると手続きに時間がかかります。

費用 ▷飼犬登録手数料(未登録者のみ)=1頭3,000円

▷狂犬病予防注射・注射済票交付手数料=1頭3,250円

注意事項 ▷犬は十分制御できる人が連れ、首輪・リードは安全なものを装着し、咬みぐせのある犬は口輪等をつけてください。

▷集合注射に来られない人は、動物病院などで注射を受けてください。費用等は、事前に動物病院などへご確認ください。

消費者相談 | 終活にフリマアプリって効果的？

Q 同年代の友人が不要品をフリマアプリで処分して終活している話を聞き、興味を持ちました。フリマアプリを利用する上で気を付けることはありますか？

A こうした売買は個人間取引となり、消費者契約法による取消しなどは適用されず、トラブルが生じた場合でも消費生活センターによるあっせんができません。購入者とのトラブルを防ぐためには、出品物の有利な点だけでなく不利な点もできるだけ詳しく記載しておくことが大切です。送料負担の有無や発送までの期間なども、自身が確実にできることは記載しておきましょう。

助言 フリマアプリ運営会社によっては出品できない商品もあります。利用規約を事前によく確認しましょう。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003